

令和２年度 京都市商店街地域資源活用事業実施業務に係る受託候補者選定審査基準

１ 審査項目

提出された企画提案書等について、次に掲げる項目を基に内容を審査する。

区分	審査項目	加重点
実施体制 (32 点)	・ 業務遂行に必要な人員が確保されているか。	× 3
	・ 業務遂行に必要なスキルやノウハウを有しているか。	× 3
	・ 個性や特色ある専門アドバイザーとのネットワークを有しているか。また、その協力を得られるか。	× 2
企画内容 (48 点)	・ 業務の趣旨を十分に理解し、実現可能な提案であるか。	× 3
	・ 商店街の意向を十分にくみ取り、信頼関係を構築しながら、円滑に連携を図る提案がなされているか。	× 3
	・ 課題※に対して的確な提案がなされているか。	× 2
	・ 本事業で商店街が実施する取組について、市民に対して効果的な発信を行う提案がなされているか。	× 2
	・ 本事業の終了後も、商店街の自主的な事業の実施が見込まれる企画提案となっているか。	× 2
業務実績 (8 点)	・ 実績の内容が本事業を実施するために十分であるか。	× 2
必要経費 (4 点)	・ 費用の内訳が明確であり、本事業を委託するに当たり合理的な金額であるか。	× 1
追加提案 (8 点)	・ 仕様書に定める以外の項目で、商店街の賑わいづくりにつながり、地域商業の活性化を促進させるための効果的な追加提案があるか。	× 2
合計 100 点満点		

※ 令和２年度「京都市商店街地域資源活用事業」実施業務委託募集要項中に記載の「８．応募手続等(1)エ (ウ) 課題に対する提案」部分参照

2 採点方法

(1) 評価点の考え方

各審査項目を以下の5段階で評価する。

段階	評価点
優れている。	4点
やや優れている。	3点
普通である。	2点
やや劣っている。	1点
劣っている。	0点

なお、「費用の内訳が明確であり、本事業を委託するに当たり合理的な金額であるか。」の評価基準については、以下のとおり定める。

① 優れている（4点）

予定価格の90%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

② やや優れている（3点）

予定価格の90%以上～95%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

③ 普通である（2点）

予定価格の95%以上～99%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

④ やや劣っている（1点）

予定価格の99%以上の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

(2) 項目加重点の考え方

各審査項目のうち、重要度の高いものや提案内容に差が出やすいと考えられる項目については、項目加重点を設定する。

(3) 項目評価点の考え方

評価点×項目加重点

3 受託候補者選定委員（3名）

産業観光局地域企業イノベーション推進室長
産業観光局地域企業イノベーション推進室 商業振興課長
産業観光局観光 MICE 推進室 担当課長

4 受託者の選定

点数は、各委員の項目評価点合計点（100点満点）の平均とし、60点以上を獲得した者の中から、点数が最も高い者を受託候補者として選定する。

点数が同じ場合は、企画内容及び追加提案の項目の点数の合計が最も高い者を選定する。

なお、応募事業者が1社のみの場合も同様の取扱いとする。